

## 研究助成規定内規

### (目 的)

第1条 この規定は、看護及び看護学、理学療法及び理学療法学、作業療法及び作業療法学の発展に寄与する研究を奨励し、支援するための必要事項について定める。

### (応募資格)

第2条 主なる研究者が保健医療学部同窓会正会員で、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）での研究者番号を所有していない者とする。

(2) 主なる研究者が保健医療学部同窓会正会員で終身会費を納入している者とする。

### (研究の種類)

第3条 個人研究、共同研究ともに申請可能とする。

### (助成額と助成件数)

第4条 年間の助成総額は、当該年度の予算に従う。

(2) 1申請につき、最大10万の助成とする。

### (助成金支給期間)

第5条 支給をうけた助成金の執行期間は、原則として当該年度のみとする。

(2) 研究年度が複数年度にわたる場合や助成金を複数年度にわたって受けようとする場合は、年度毎に同一研究内容にて助成金の申請をおこなうこととする。

### (助成金の使途)

第6条 助成金の使途は、当該研究に必要な機器備品、消耗品、対象者交通費、データ収集のための交通費、通信運搬費、印刷・複写代、機器レンタル費、研究実施場所借り上げ費、申請研究の発表のための旅費・投稿費を対象とする。

(2) 研究調査のための学会参加に関する費用は対象としない。

### (申 請)

第7条 助成金を受けようとする者は、所定の用紙に必要事項を記入の上、昭和大学保健医療学部同窓会に提出するものとする。

(2) 申請に必要とする書類は、研究助成申請書と研究計画書とする。なお、申請書類の返却はしない。

(3) 申請は、同一研究内容で他機関から助成を受けていないもののみとする。

(4) 申請は、研究実施する前年度の12月末までとする。

(支給の決定と公表)

第8条 所定の期間に申請された研究は、外部審査員を含めた審査を経て決定される。

- (2) 決定者には、個別に通知する。
- (3) 支給の決定ならびに支給受理をした採択演題名と申請者の情報を昭和大学保健医療学部同窓会のホームページに掲載する。
- (4) 支給受理をする際には、保健医療学部同窓会と契約書を交わすこととする。

(助成金の交付・返金)

第9条 助成金の交付は契約書を交わした後、支給受理をした申請者の銀行口座に振り込むこととする。

- (2) 助成を受けた金額をすべて使い切らなかった場合、残金は返金することとする。その際の振込手数料は、助成金から支出して構わない。

(研究成果の報告)

第10条 助成年度末には、決算報告書ならびに研究実施報告書を提出すること。

- (2) 助成をうけた研究は、助成終了から2年以内に学会発表あるいは論文投稿をすること。
- (3) 助成を受けた研究を対外発表・対外投稿する場合は、昭和大学保健医療学部研究助成を受けた旨を記載すること。また、発表した学会名、投稿した学術誌について、刊行物等を添えて報告すること。

(助成金の取り消し)

第11条 申請をした研究を実施した形跡がみられない場合、助成金の返却を求める。

- (2) 助成金の使途が不明な場合は、使途不明金の返金を求める。

附則

本規定は、令和元年12月14日から施行する。